

平成 24 年 2 月 24 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 執行役員 経営管理部長
鷲 本 晴 吾
電 話 番 号 : (0 3) 5 7 3 3 - 2 1 2 1

訴訟の判決（控訴審判決）に関するお知らせ

当社は、東京高等裁判所において、丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）との間で損害賠償請求訴訟（控訴審）について係争しておりましたが、平成 24 年 2 月 23 日付で判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

当社は、齋藤栄功（株式会社アスクレピオス 元代表取締役）及び丸紅の当時の従業員並びに元従業員らが、丸紅の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため丸紅及び齋藤栄功に対し、24 億 9,000 万円及び遅延損害金を求める損害賠償請求訴訟を提起し（齋藤栄功に対してはその後の同人の破産手続において破産債権として処理されなかった 3 億円の限度まで請求を減縮しました。）、平成 23 年 3 月 25 日に東京地方裁判所より、丸紅が当社に対して 4 億 9,800 万円及び平成 19 年 12 月 20 日から支払済まで年 5 分の割合による金員の（3 億円及びこれに対する平成 19 年 12 月 20 日から支払済まで年 5 分の割合による金員の限度で齋藤栄功と連帯して）支払いを命ずる判決（第 1 審判決）が言い渡されました。

しかし、第 1 審判決では損害賠償請求額の全額の認容には至らず、当社としてはその内容を全面的に承服する事はできないため、第 1 審判決の一部を不服として平成 23 年 4 月 11 日付で東京高等裁判所に控訴しておりました。また丸紅も第 1 審判決を不服として平成 23 年 3 月 28 日付で控訴しておりました。

2. 判決（第 2 審判決）の内容（要旨）

第 1 審判決中、当社の勝訴部分を取り消し、当社の請求を棄却する。

3. 今後の見通し

受領した判決書の内容を精査した上で、今後の方針を決定して参ります。方針が決定しましたら速やかにお知らせいたします。

以 上